

News Release

平成 27 年 6 月 1 日

各 位

敦賀信用金庫

理事長 松本 幸太郎

株式会社地域経済活性化支援機構との間に

特定専門家派遣に関する契約を締結

敦賀信用金庫（当金庫）では、地域の中小企業に対するコンサルティング機能の強化のため、平成 27 年 5 月 29 日付で株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）と特定専門家派遣に関する契約を締結し、中小企業の事業性評価（借り手企業の事業の内容や成長可能性を適切に評価）による融資や助言を行い、事業再生や企業の成長を支援する態勢を強化いたします。

具体的には、当金庫に REVIC の専門役職員が月 1 回程度派遣され、主として以下の助言等を行います。

- ① 取引先中小企業に対する財務内容の検証、コスト削減アドバイス、事業再生計画の検証、モニタリング等の再生支援に係る助言
- ② 人材育成の観点から、金庫職員に対し REVIC の持つ事業再生ノウハウの提供（研修の実施等）
- ③ 当金庫における事業性評価のモデル作りに係る助言

なお、特定専門家派遣の期間は、6 月 1 日から 1 年間となります。

《期待される効果》

・当金庫のコンサルティング機能の強化という目的を達成するためには、事業再生業務等に精通した専門的知見が必要であり、そのようなノウハウを持った専門家を REVIC から受け入れることによって、取引先の事業性評価、経営支援を円滑に実行できる体制の強化、職員の目利き能力の向上等につながるものと考えております。

《連絡先》

敦賀信用金庫

融資部企業支援課

担当 田畑裕司

電話 0770-22-9432

FAX 0770-22-3526

《参考》 地域経済活性化支援機構ホームページより抜粋
(<http://www.revic.co.jp/index.html>)

地域経済活性化支援機構について (<http://www.revic.co.jp/about/overview.html>)

1. 設立・改組の経緯

当機構は、平成 20 年秋以降の金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化等を受けて我が国地域経済が低迷を余儀なくされる中、地域経済の再建を図るため、有用な経営資源を有しながら、過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的に、株式会社企業再生支援機構法に基づき、同 21 年 10 月に株式会社企業再生支援機構として設立されました。

以来、中小企業者等の事業再生の支援に取り組んで来ているところですが、当機構の事業再生支援については、同 24 年 3 月、中小企業金融円滑化法の最終延長が決定されたことに伴い、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を後押しすること等を目的とする法改正がなされ、支援決定期限を従前より1年半延長する等の措置が講じられました。同 24 年 4 月には、内閣府、金融庁及び中小企業庁において、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が取り纏められ、当機構と中小企業再生支援協議会との案件の相互仲介、当機構からの専門ノウハウの提供等に係る枠組みを整備する等、同協議会との連携強化を図っています。

また、同 25 年 3 月には、地域経済の低迷が続く中、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが喫緊の政策課題になっていること等を踏まえた法の再改正がなされ、事業再生支援に係る決定期限を更に5年間延長する等の改正がなされるとともに、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組され、商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更しました。

更に、同26年10月には、出資機能の強化、貸付債権等の信託引受け等、事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められることを目的とする法改正が施行されました。当機構では、新規業務の追加等に対応していくため、組織・人員体制の整備を図り、地域経済の活性化に資する支援の取組みを進めています。

2. 目的及び業務概要

当機構は、地域経済の活性化を図り、併せて、地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的に、次の業務に取り組んでいます。

(1) 事業再生支援業務

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者であって、その事業の再生を支援することにより地域経済の活性化が図られるような中小企業者等について、事業の見直しや再構築による十分な事業利益の確保、過大債務の削減等による財務の再構築等を図る事業再生計画に基づき、事業再生を支援します。

平成 25 年 3 月の法改正により、当機構による支援期間は3年以内から5年以内へと延長され、中小企業者等に対するより足の長い事業再生支援が可能となりました。また、支援決定時等における対象事業者名の公表についても、大規模事業者以外の事業者については一律の公表義務が無くなったことから、名称を公表することなく支援を受けることが可能となりました。

再生支援の決定は、同 30 年 3 月 31 日(あらかじめ主務大臣認可を得た事業者については同年 9 月 30 日)までに行うものとされています。

(2) 地域経済活性化事業活動支援業務

金融機関の事業再生子会社、信託引受先等への専門家派遣及び出融資、事業再生ファンド・地域活性化ファンドへの専門家派遣及び出資、金融機関への専門家派遣、非メイン金融機関が有する貸付債権の特定信託引受等を通じて、金融機関等の地域の関係者が行う中小企業者等の事業再生に向けた取組みや新事業・事業転換等を支援する取組みを支援します。

事業再生子会社への出融資と特定信託引受の決定は、平成 30 年 3 月 31 日(あらかじめ主務大臣認可を得た金融機関等については同年 9 月 30 日)までに、また、事業再生・地域活性化ファンドへの出資については、当機構が設立するファンド運営子会社を通じて行いますが、その設立は同 30 年 3 月 31 日までに行うものとされています。

* 事業再生支援業務及び地域経済活性化事業支援業務の具体的な内容や手続等については、「機構の業務」のページをご参照下さい。

3. 資本金等

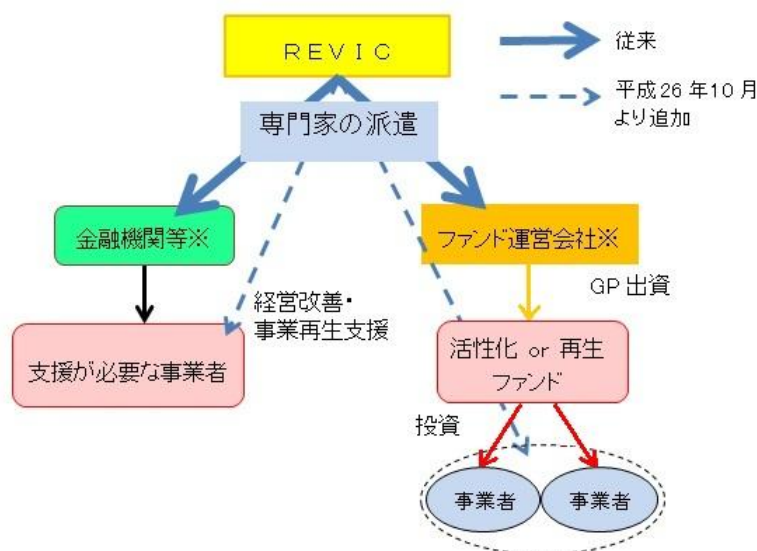
当機構の資本金は、預金保険機構への政府及び金融機関からの出資・拠出金に基づく同機構からの出資等により組成されています(約 261 億円)。また、当機構の事業資金は、市中から政府保証付きで借入れを行うことにより調達しています。

特定専門家派遣業務 (<http://www.revic.co.jp/business/specific3.html>)

特定専門家派遣業務とは、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手(金融機関等、事業再生子会社及び事業再生・地域活性化ファンドの運営会社)に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材を機構から派遣するものです。

例えば、金融機関が取引先事業者の成長性・収益性などの事業性評価を行う場合や、ソリューション案の策定を行う場合に助言等を行います。

また、平成26年10月の制度改正により、新たに、これら支援の担い手(機構が特定専門家派遣を行っている金融機関/ファンド運営会社など)が支援、資金供給等を行う事業者に対しても、機構の専門家を派遣し、事業再生等に係る支援・助言等を行うことが可能となりました。



※金融機関等の支援先事業者、再生・活性化ファンドの資金供給先事業者への派遣は、当該金融機関等及びファンドのGPに機構が特定専門家を派遣している先が対象となります。

この他、特定信託や特定事業再生子会社等の形を通じて、機構が関与している場合における支援対象先への派遣も可能です。